唐長安城の官人居住地

妹尾達彦

はじめに
一　官人居住地の變遷
二　『長安志』とイスラム商人の記錄
三　街東官人居住地の生活環境
おわりに

はじめに

隋唐長安・洛陽城の研究は、隋唐長安・洛陽城址や兩京近郊の唐墓の考古學調査の飛躍的進展とともに、從來一部の研究者のみ利用可能であった未公刊の墓誌や、ここ半世紀閒に新たに出土した墓誌の拓本寫眞や錄文が近年大量に公刊されて、研究の新段階を迎えようとしている。これらの墓誌によって、兩京の都市プランの實像がより明確になると同時に、流內官の官人多數を始めとする、親王・公主・宮女・宦官・胥吏・僧侶・道士・醫師・畫家・俳優・歌妓・商人・西域人・庶民等の様々な階層・身分の兩京住民の生活を、具體的に知るための手掛かりが得られるようになったのである。(1)

筆者は、一五年前に唐長安城の都市構造の變遷を初めて論じた際、官人の城內居住地の變遷の圖化を初步的ながら試みた。(2) しかし、その後の新公刊の墓誌等によって全面的な增訂の必要が生じてきた。そこで、ここ數年、從來の研究と新公

刊史料とに基づき、兩京居住者の職業（官人の場合は官職・官品）・身分・本籍、婚姻關係、居住時期、居住地、居宅の所有方法、轉居狀況、親族・友人の居住地、別莊・家廟・墓地の位置、兩京に居宅を持つ者の兩京居宅の關係等を整理し、居住者の時代的變遷の圖化作業を進めている。

作業は現在も進行中ではあるが、一應のまとめの段階に達したので、隋唐長安城の官人居住地の變遷の問題に限定して、以下、中間報告を試みたい。城内の各階層の居住動向の中で、官人の居住地の變遷を取り上げる理由は、官人の史料が大半を占めているからであるが、また、中央政界の統治階層である官人の居住動向が、兩京の政治・經濟・社會文化に大きな影響を及ぼし、城内の都市構造の變化と密接に關連すると考えられるからである。

なお、本稿の骨子は、一九八五年一一月の東洋史研究會大會の席上で發表し、以後、八六年七月の唐代史研究會夏期シンポジウム、八七年七月の西安歷史地理學術討論會、九〇年一〇月の上海國際歷史地理學術討論會の報告で、補訂を繰り返し、その都度、各先生より種々の教示を與えられた。しかし、その後、續々と公刊される墓誌の整理に時間を要して、報告原稿を增訂する作業が大幅に遲れてしまった。今後も、新出墓誌の公刊が續くであろうが、現在の考察結果と大きく食い違う結果にはならないとほぼ推定できるようになったので、とりあえず、現段階での考察をここに公表して御叱正を乞い、將來の改訂を期したいと思う次第である。(3)

一　官人居住地の變遷

近年公刊の主要な隋唐墓誌資料集を整理すると、刊行された隋唐墓誌の總數は、**表1**のように一萬八千點弱に達する（若干の墓碑も含む）。ただ、新公刊墓誌集の系統的整理を進めておられる吉岡眞氏の整理によると、各資料集での重複分を除く唐墓誌の實總數は五四〇〇點餘であり、その內、既知の唐人文集に收錄の唐墓誌草稿との重複分數百點と、歷代石刻史料刊本等に移錄濟みの唐墓誌錄文一〇〇〇餘點を除く、從來知られていなかった唐墓誌で新たに公刊された墓誌數は

約四〇〇〇點程に上る。(4)

これらの墓誌には唐兩京居住者の墓誌が多數含まれているために、從來の唐兩京研究の根本史料であった、宋・宋敏求『長安志』二〇卷、同『河南志』二〇卷（散逸したが、清・徐松により『永樂大典』から元代編纂の『河南志』の記事が鈔出され、後に『元河南志』四卷として刊行）、および、この二書の兩京部分を增訂した清・徐松『唐兩京城坊考』五卷を、さらに全面的に增補することが可能になった。

ここ十數年來、『唐兩京城坊考』の增補作業は、賀梓城(5)、中島比(6)、陳久恆(7)、趙超(8)、李健超(9)、張忱石(10)、辛德勇(11)、閻文儒・閻萬鈞(12)、楊希義、陳忠凱等氏によって進められている。ただ、以上の諸研究では、刊行時期の關係で、**表1**の墓誌すべて

表1 近刊主要隋唐墓誌資料集一覽（七四頁の注と補記も參照）

番號	編者	題名	出版社	出版年	隋唐墓誌點數	本墓誌の特徴
一	饒宗頤	『唐宋墓誌遠東學院藏拓片圖錄』	香港中文大學出版社	一九八一	唐三七〇	※注は七四頁上段參照 フランス遠東學院所藏拓本①
二	河南省文物研究所・河南省洛陽地區文物管理所	『千唐誌齋藏誌』上・下	文物出版社	一九八四	隋二 唐一二〇九	河南省新安縣出身の張鈁が清末以後洛陽邙山地區出土の墓誌（特に唐誌）を收集・整理したもの②
三	毛漢光（第一冊盧建榮助理、第二冊～第一〇冊耿慧玲助理、第一一冊～耿慧玲・郭長城助理）	『唐代墓誌銘彙編附考』全三〇冊の豫定で現在一八冊まで刊行	中央研究院歷史語言研究所	一九八四～	唐一〇〇×一八＝一八〇〇（一八冊まで）	臺灣に所藏の唐誌拓本を核に、『全唐文』等の總集、種々の石刻史料集、新出墓誌を集大成して編年化し、注釋を加えたもの③
四	李希泌	『曲石精廬藏唐墓誌』	齊魯書社	一九八六	唐九四（附錄一點を含む）	蘇州出身の李根源が、一九三〇年代初頭の洛陽で收集した唐墓誌④

五	北京圖書館金石組	『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編　唐』第一一冊～三五冊	中州古籍出版社	一九八九	隋三四七 唐三一六九
六	『隋唐五代墓誌匯編』總編輯委員會	『隋唐五代墓誌匯編』索引一冊を含み全三〇冊	天津古籍出版社	一九九一～一九九二	隋三四五 唐四九六四
七	洛陽市文物工作隊	『洛陽出土歷代墓誌輯繩』	中國社會科學出版社	一九九一	隋一四 唐六四六
八	周紹良主編・趙超副主編	『唐代墓誌彙編』上・下	上海古籍出版社	一九九二	唐三六〇七
九	文物出版社	『中國金石集萃』第九函（隋唐墓誌）同第一〇函（唐代墓誌）	文物出版社	一九九二	隋二〇 唐一八〇
一〇	昭陵博物館　張沛	『昭陵碑石』	三秦出版社	一九九三	唐八九（墓誌四六、墓碑四三）
一一	中國文物研究所・河南省文物研究所	『新中國出土墓誌　河南（壹）』上・下	文物出版社	一九九四	隋四 唐八四

五	北京圖書館所藏解放前出土の唐墓誌のほぼ全點を收錄⑤	各地域ごとに一九四九～九一年の間に出土の隋唐五代墓誌を主に收錄
六	解放前後の洛陽出土の墓誌を唐墓誌を中心に收錄	北京圖書館等の所藏拓本や周紹良氏私藏の拓本をもとに唐誌を活字に改め編年化して收錄。周到な人名索引を附す。
七	隋唐墓誌の優品を選び拓本の形で公刊	昭陵に陪葬された官人の墓誌・墓碑を主に收錄
八	解放後に河南省の北部と中部から出土した晉～中華民國の墓誌のうち四六〇點を收錄	

を利用し得た譯では無い。そこで、以上の近年の研究成果を參照して、**表1**の墓誌に主據し、最近の各種の學術誌に公刊された墓誌若干數も加えて、ここに改めて整理すると、現在、隋唐兩京の各坊に居住地の判明する官人の數は、**表2**のようになる。特に、唐洛陽城の研究に際しては、近刊の墓誌が決定的な役割を果たすことが判る。

そこで、まず、現存の史料によって判明する、隋唐長安城の官人居住地の變遷を、長安城の歷史に沿って六期に區分して圖化したものが、**圖1**～**圖6**である。(13) 各時期の圖を通覽すると、官人居住地の變遷が、大明宮建設・興慶宮建設と密接

表2　居住坊の記載された隋唐兩京官人數

兩京 ＼ 史料	長安		洛陽	
	隋	唐	隋	唐
『長安志』(宋熙寧九年(1076)序文)	50	471		
『河南志』(清の輯本。原書は宋元豐6年(1083)序文)			36	198
『唐兩京城坊考』(清道光28年(1848)刊行)	50	710	36	237
本稿	61	1177	43	1022

【凡例】

(1)　本表は流内官に限定しており，胥吏や僧侶・道士・商人・庶民等の非官人は上記史料に收錄されていても除外した。ただし，官人以外にも，居住地の判明する官人の夫人や母，科擧受驗生は官人數の中に入れた。居住が明記された官人はすべて數えており，同一住宅に居住する複數の人物もそれぞれ1名として數えている。公主と駙馬都尉は，同居が明記されている場合のみ2名と數えた。

(2)　史料には，正史・詩文・碑石等の他に，筆記・小說類も含む。

(3)　詳細は，妹尾達彦「唐兩京官人居住表」（公刊豫定）を參照。

に關連していることが確認できる。第一期の隋代の官人居住地は、街西（朱雀街西）にやや多く、[14] 唐代に入り、第二期の唐初（六一八～六一）には街東に居住者が增え、第三期の大明宮建設後（六六二～七一一）、及び、第四期の興慶宮建設後（七一二～六三）になると、官人居住地は、街西より街東（朱雀街東）の中北部へと明らかに移り始め、大明宮が政治の表舞臺となる第五期・第六期の安史の亂後では、東市を核とする街東中北部への官人居住の集中が定着する。[15]

圖4～圖6のC列・D列の南方の諸坊に官人宅が目につく理由の一つは、この二列の諸坊をそれぞれ二つの水渠（永安渠と清明渠）が南北に走り拔けており、この水渠から水を引く庭園をもつ別莊の建築が、開元・天寶年閒以後に、街東居住の官人達に流行しだすことによる。[16] 圖7

唐長安城官人居住地の變遷圖　圖1～圖6

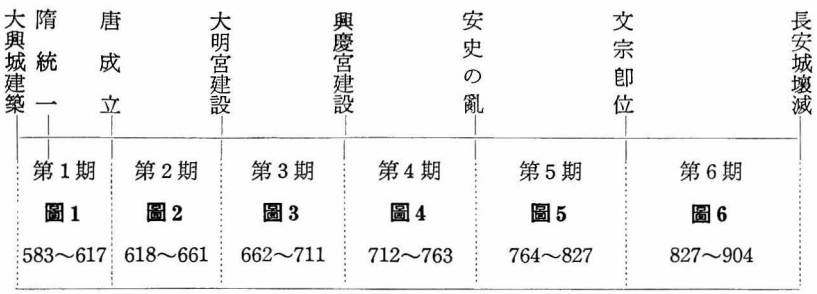

【凡例】

(1) 本圖は，妹尾達彦「唐兩京官人居住表」（公刊豫定）に基づいて，流內官の居住地の變遷を圖化したものである。

(2) 徐松『唐兩京城坊考』を始めとする從來の研究では，官人の夫人の墓誌に記された居住坊を，そのまま官人の居住地と比定している。官人の夫人の居住地の多くが，夫である官人の居住地を意味していることは確かであるが，官人である夫の死後，夫人が轉居する例も少なくなく，機械的に夫人居住坊をすべて官人の夫の居住地と見なすことはできない。そこで，本圖では，官人との同居が確定できない官人の夫人の居住地は，官人の居住地とは區別して圖化した。なお，少數ではあるが，官人の繼室や，母，娘の居住地も夫人居住地と同じ記號で示している。

(3) 本圖の居住地は，長安に私宅ないし借宅を持つ居住者を意味しており，旅館に泊まる短期の上京者や寺觀を閒借りして居住する者は除外している。

(4) 同一人物が異なる坊に居住している場合も，すべての居住地を圖示する。

(5) 同居の場合，同宗の場合は一名のみを圖示する。公主と駙馬都尉の居宅については，兩者の同居が明記されている場合のみ，同居と圖示している。

(6) 邸宅所有者の變化の場合，同宗の場合は圖示せず（例えば父から息子への相續），異姓の場合のみ圖示するが，同宗でも上記の各時期に股がる場合は，兩時期にそれぞれ圖示する。

(7) 小說史料に實在の高官の居住地が記されている場合，狀況に應じて事實と判斷し圖示した例がある。

圖1　第1期（583～617）大興城建築から隋末まで

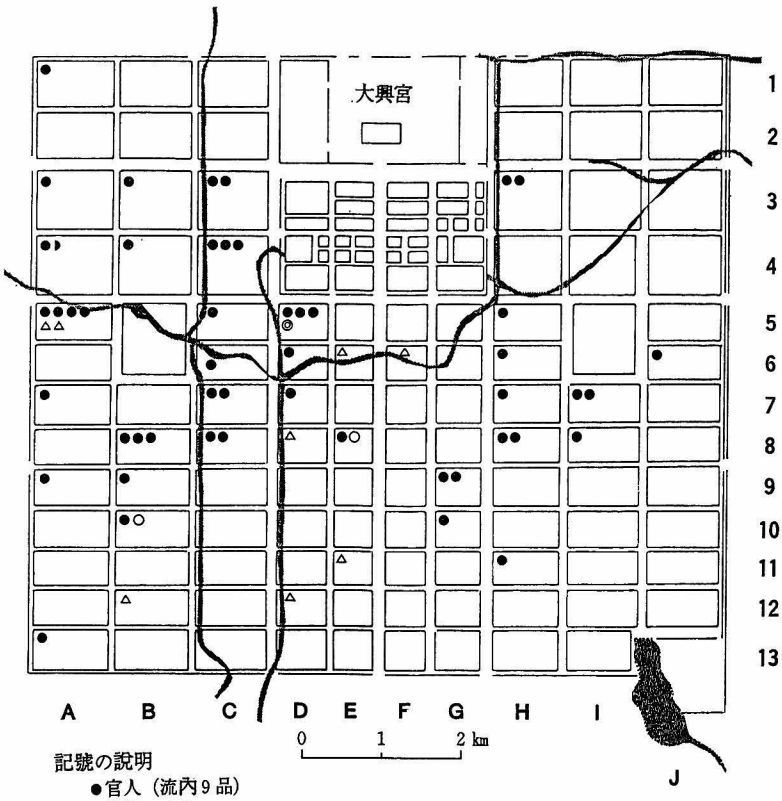

記號の説明

- ●官人（流内9品）
- ◎官人の夫人
- △親王
- ○公主・縣主・女官
- ◗宦官
- ◗宦官の夫人
- ◑貢舉（科舉）受驗生
- ●-●同居
- ●-●邸宅所有者の變化
- -●兩時期居住
- ●-

注）**圖1**～**圖7**の城内の水渠は，8世紀末の狀況を示している。

圖2　第2期（618～661）唐朝創業から大明宮建築まで

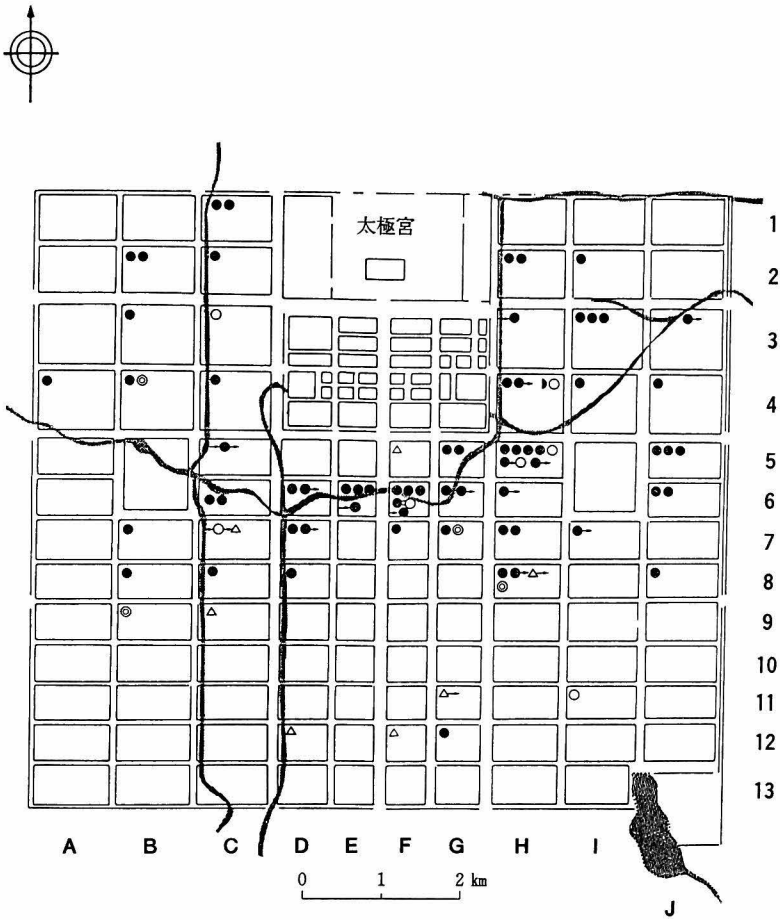

圖3　第3期（662～711）大明宮建築から興慶宮建築まで

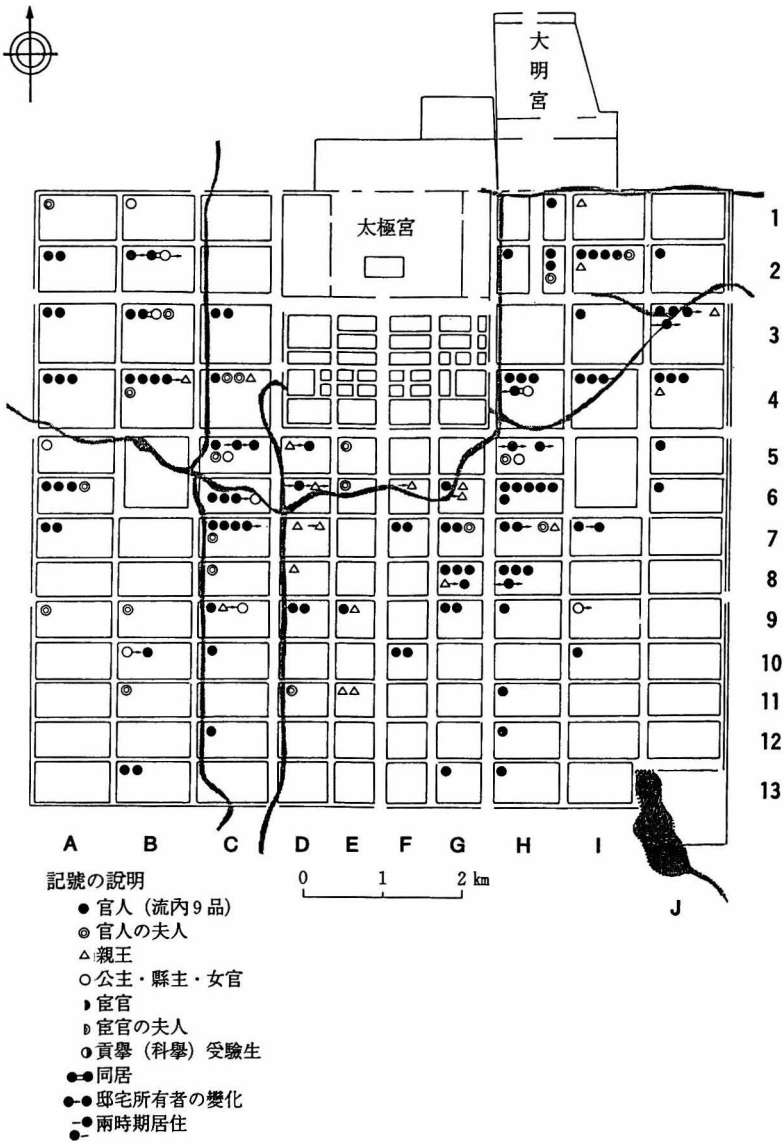

圖4　第4期（712～763）興慶宮建築から安史の亂終熄まで

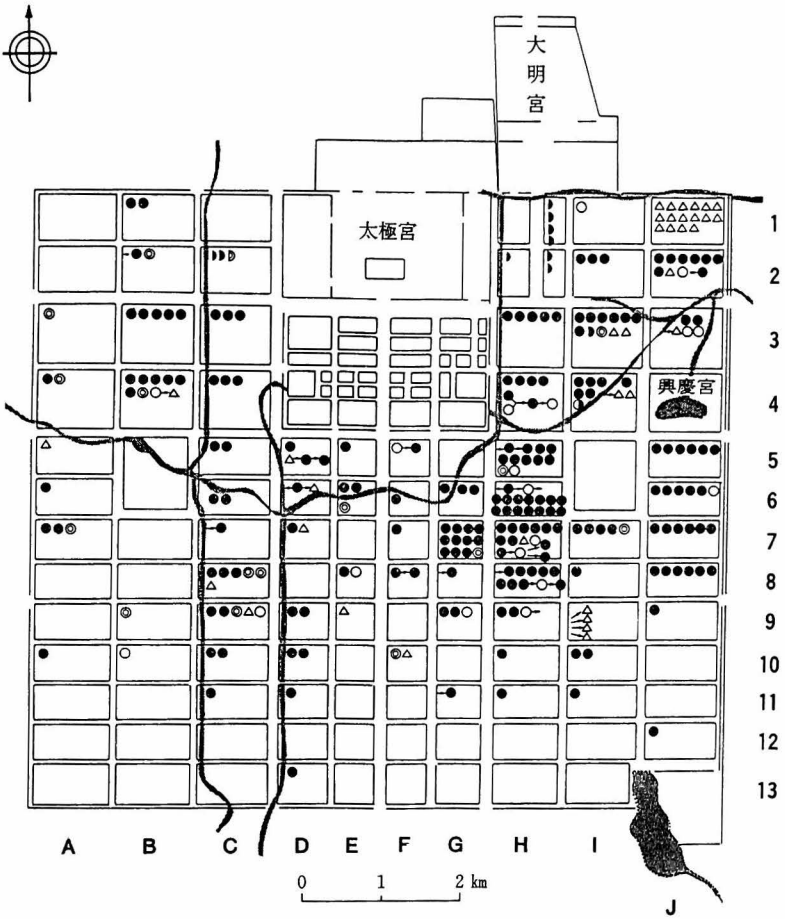

圖5　第5期（764～827）安史の亂後から敬宗治世まで

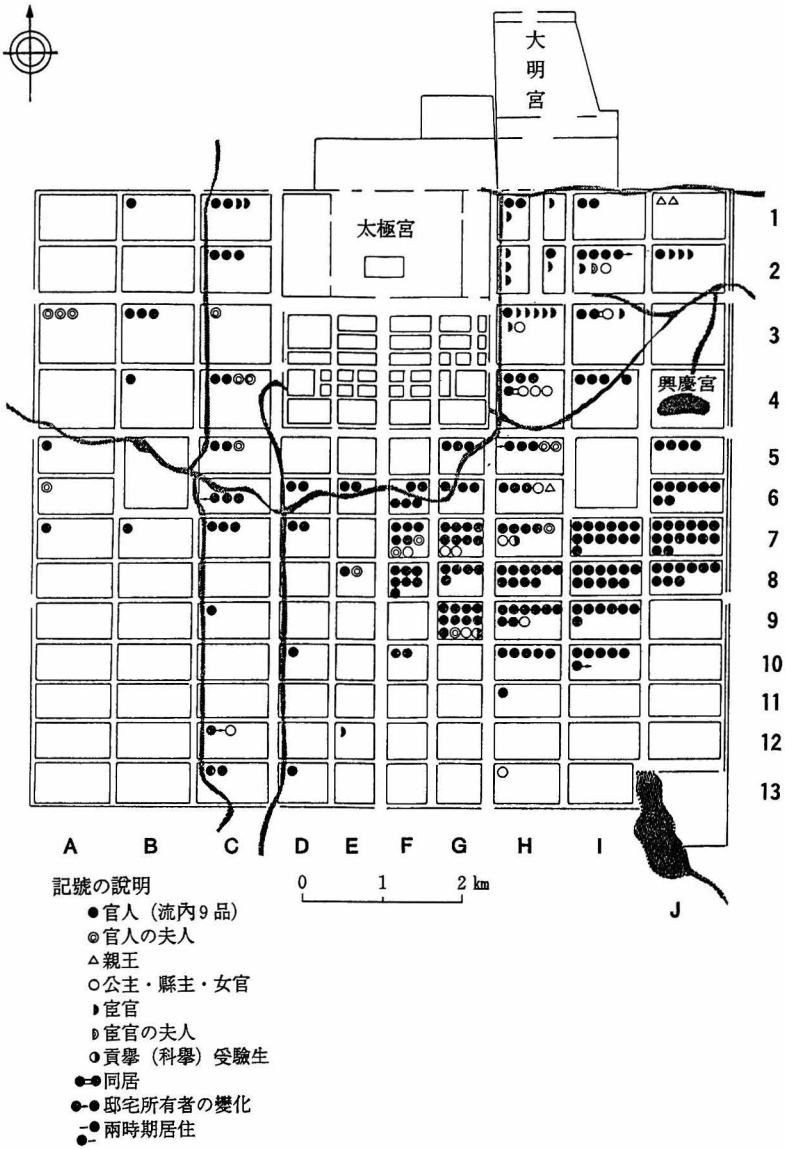

圖 6　第 6 期（827～904）文宗即位から長安城壊滅まで

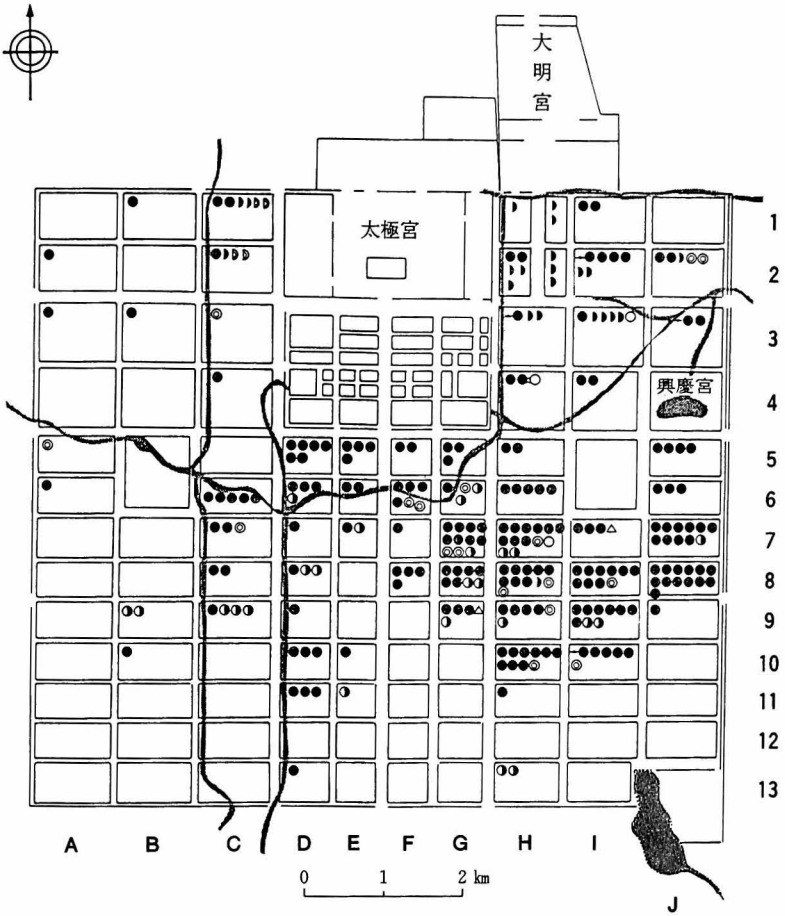

圖7　小說中の官人居住地—『太平廣記』に據る—

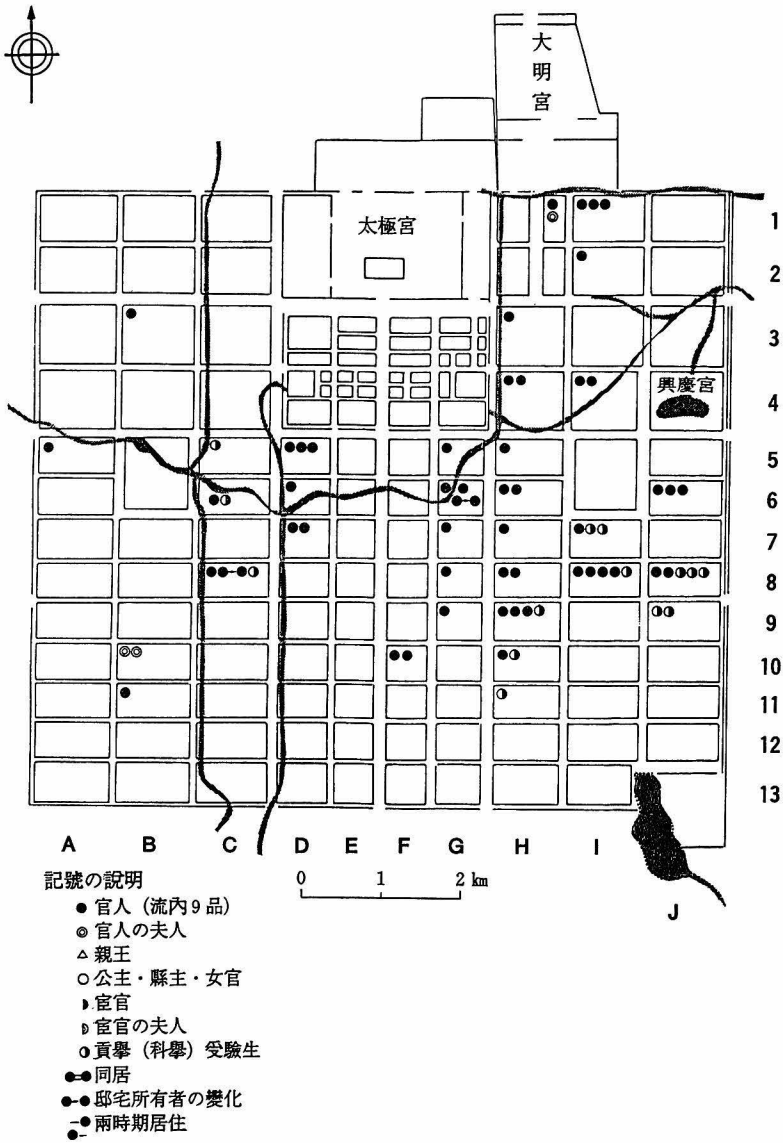

は、『太平廣記』に主據し、唐代小説に見える官人居住地を圖化している。本圖の典據である小説の殆どは、安史の亂後に作成・編集されており、大半が安史の亂後の唐後期の狀況を示していると考えられるので、本圖は、唐後期に街東中部に官人居住地が擴がる**圖5**・**圖6**の狀況を裏づけている。[17] 小説史料に基づく**圖7**は、當時の人々が心の中に描いていた官人居住地のイメージを傳えていると言えよう。

官人の官品・職種・種族に注目すると、安史の亂（七五五～六三）以後、城内居住民の階層・身分別の棲み分けが顯著になってくることが窺える。すなわち、親王や宦官、禁軍の將軍等の高官の多くは、大明宮・太極宮・興慶宮に圍まれた街東北部の諸坊に集住し、街東中南部の東市（I5・I6）の南方、樂遊原（I9）の北麓斜面沿いの諸坊には、科擧進士科合格の官人が多く居住して新興の住宅街が發達してゆき、九世紀前半の中唐には、この街東中部も高官の邸宅の櫛比する高級邸宅街の樣相を呈するようになってゆく。一般の小官吏は、街東南部や街西の宮城から離れた諸坊に多く居住しており、非漢人の官吏や商人の多くは、街西西市周邊の諸坊に住んでいる。宦官も街西北部の宮城側の諸坊に多い。[18]

特に、大明宮建築（六六二年）に次いで興慶宮が建築（七一二年）されると、宮城に近い街東北部は、貴族的環境を有する城内の一等地になってゆく。玄宗卽位（七一二年）の先天年閒（七一二～一三）以後には、興慶宮建築に合わせて大明宮前の永福坊（J1）全坊が、親王專用となって玄宗諸王の居住地になり禁苑内に接續し（『長安志』卷九、十六宅）、その南の興寧坊（J2）の一部にも諸王の邸宅が廣がってゆく。[19] 興慶宮の建築によって、興慶宮の前身の興慶坊（J4）から移轉した玄宗の兄弟四人（寧王・申王・岐王・薛王）の邸宅は、興慶宮を圍む形で興慶宮西側の安興坊（I3）と勝業坊（I4）に軒を連ねていた。興寧坊（J2）の北の永嘉坊（J3）は、開元年閒には、唐初の武德・貞觀年閒（六一八～四九）以來の公卿・親王・公主が集住する由緒ある坊と認識されていた。[20] 大明宮前の光宅坊（H1西）に邸宅を賜わることは、特別に榮譽なことであった（李揆「謝賜光宅坊宅表」『全唐文』卷三七一、『文苑英華』卷五八九）。

また、大明宮前の諸坊には、皇室の婚姻儀禮の行われる禮會院（崇仁坊H4、開元一九年に設置し安史の亂後に長興坊G7に

移轉。『長安志』巻八、崇仁坊、『唐兩京城坊考』巻三、崇仁坊參照）や、天寶元年（七四二）に建設の老子を祀る太清宮（大寧坊I2）、國都の街東の警備を擔う左金吾衞（永興坊H3）、宮廷音樂の教習に當たる右教坊（光宅坊H1）・左教坊（延政坊I1）、皇室と密接な關連を有する大寺院（大安國寺I1・光宅寺H1西・興唐寺I2）等が置かれていた。なお、安史の亂（七五五～六三）によって長安城が陷落した際に、安祿山は、唐朝に替わって燕朝の建國を宣言し（七五六年正月）、街東の宣陽坊（H6）に燕朝の京兆府を設置している（『酉陽雜俎』續集巻六に引く『寺塔記』下、『唐兩京城坊考』巻三、宣陽坊。唐朝の京兆府は街西光德坊C6に存在）。このことは、八世紀半ばの長安城内において、行政の比重が、大明宮に近接する街東中北部に、移動していたことを端的に示している。

天寶年間に宦官の邸宅が城内の一等地を占めていたことは、「長安城内の大邸宅や畿内の上田・果園・池沼（等の不動産）は、宦官が大半を所有している」（『舊唐書』巻一八四、高力士、『新唐書』巻二〇七、宦官上）とか、「邸宅や名園が賜與される者といえば、みな宦官である」（『舊唐書』巻一八四、宦官總序）等と稱されていたことから判るが、徐松は、『唐兩京城坊考』巻三、來庭坊において、大明宮に近接する翊善坊（H1）と來庭坊（H2東）に宦官の居住が多く見える點を指摘している。改めて、現時點において居住地の判明する宦官の邸宅の分布を見ると（**圖4**～**圖6**および**圖8**參照）、徐松の述べる上記二坊以外の大明宮前の諸坊にも多く見え、大明宮前の地區が、宦官の大邸宅の連なる城内隨一の高級邸宅街であったことを明示している。(21)

表3のように、新公刊の墓誌によって、初めて宦官の居住地に關するまとまった史料が得られるようになった。現時點で城内の居住地の判明する宦官の流内官の數は、僅か六六名に過ぎないが、この表から、(1)宦官の居住地、(2)居住時の官職・官品、(3)居住時期、(4)埋葬地等の傾向を窺うことができるので、以下順に述べてみよう。

(1)宦官の居住地。**圖8**のように、宦官の夫人の居住地を夫の居住地と同じと見なすと、大明宮前の諸坊（H～J列の1～4）に、四七名が集住している。一方、大明宮前の諸坊に次ぐ宦官集住地が、太極宮西の諸坊（B・C列の1～3）であり、

表3　唐代長安城内の宦官流内官居住地（圖8も參照）
街東　※印は徐松『唐兩京城坊考』に既に收錄の宦官

居住坊（下欄の宦官の人數）	宦官名（生卒年）	居住時の官職[1]（職事官官品）	埋葬地[2]	出典
翊善坊（H1東）四名	楊思勗（六五四－七四〇）	左驍騎大將軍（正三品）	萬年縣龍首鄉之神鹿里（父母と同じ墓地内）	楚玉「楊公墓誌銘」（『唐長安城郊隋唐墓』文物出版社、一九八〇年）八三～八六頁
※	高力士（六八四－七六二）	右監門衛大將軍・内侍監（正三品）	泰陵陪葬	『酉陽雜俎』六、寺塔記下、翊善坊保壽寺條、『舊唐書』卷一八四、高力士
※	彭獻忠（七六六－八一七）	左神策軍護軍中尉・左領軍衛大將軍（正三品）	萬年縣鳳棲原	張仲素「彭獻忠神道碑」（『文苑英華』卷九三二）
	高克從（七八五－八四七）	義昌軍監軍使・内侍省掖庭局令（從七品下）	萬年縣滻川鄉鄭村	陳毅「渤海高公墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第二冊）八一頁
光宅坊（H1西）一名	劉士環（－八四一）	營幕使判官・内侍省掖庭局宮教博士（從九品下）	萬年縣滻川鄉鄭村里之原	李健超「增補唐兩京城坊考」（『西北歷史研究』一九八七年）二一七頁に引く『考釋』[3]
來庭坊（H2東）七名	高廷福（六六一－七二三）	右監門衛大將軍（正三品）・内侍省内侍員外置同正員↓高力士の假父	（萬年縣）白鹿原之西隅	孫翌「高府君墓誌銘」（『金石萃編』卷七五）
※	孫志廉（七〇二－七五三）	内侍省内常侍（正五品下）	（萬年縣）長樂原	申堂構「孫府君墓誌銘」（『金石萃編』卷九〇）
※	劉宏規（七七五－八二六）	左神策軍護軍中尉・左監門衛上將軍（正三品）	（萬年縣）滻川之西	李德裕「劉公神道碑」（『李文饒文集』別集卷六）

同國政（七八八―八五二）	内侍省宮闈局丞員外置同正員（從八品下）	萬年縣滻川鄉陳村	清瀾「同府君墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第二冊）九〇頁	
劉行立（夫人霍氏（七九九―八五五）居住坊）	内侍省内侍伯（正七品下）	萬年縣龍首鄉	周遇「劉氏霍婦人墓誌銘」（『金石萃編』卷一一四）	
劉遵禮（八一六―八六八）	内莊宅使・内侍省内侍員外置同正員（從四品上）→右記劉宏規の孫、劉行立の從子	萬年縣崇義鄉滻川西原	劉瞻「劉遵禮墓誌」（同右卷一一七）	
王公操（―八七八）	内侍省内府局令員外置同正員（正八品下）	（萬年縣白鹿原滻川鄉）鄭村	蕭能「王公墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第二冊）一三四頁	
董文蕚（七四七―八一五）	幽州盧龍節度監軍使・内侍省掖庭局令（從七品下）	萬年縣滻川鄉	習緯「董府君墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第二冊）四六頁	
梁守謙[4]（七七九―八二七）	右神策護軍中尉・右衛上將軍（正三品）	萬年縣李姚村白鹿原	閻文儒・閻萬鈞『兩京城坊考補』三三九頁	
李德義（七八一―八三九）	内侍省内府局丞員外置同正員（正九品下）	萬年縣滻川鄉鄭村之原	敬逢「李府君墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第二冊）七〇頁	
王怡政（夫人劉氏（八〇二―八五三）居住坊）	内侍省宮闈局令員外置同正員（從七品下）	萬年縣白鹿原滻川鄉上傅村	崔願「夫人劉氏墓誌銘」（同右）九一頁	
李敬實（八〇一―八五九）	軍器使・内侍省内給事（從五品下）	萬年縣滻川鄉上傅村之西原	聞雙喜「西安東郊出土唐李敬實墓誌」（『考古與文物』一九八五年第六期）三二～三六頁	
王氏（夫人張氏（―八七七）居住坊）	南面催促使	萬年縣銅人鄉灞川之左	裴瀆「張氏夫人墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第二冊）一三二頁	

永昌坊（H2西）六名 ※

永興坊（H 3）九名	張明進（七四四―八〇三）	扈從監右銀臺門進奏使・内侍省掖庭局丞（從八品下）	萬年縣長樂鄉龍首原	張據「張府君墓誌銘」（同右）二〇頁
	閻志和→長慶四年（八二四）に以下三名とともに賜宅	官名不明		『册府元龜』巻六六五、内臣部、恩寵。平岡武夫『唐代の長安と洛陽　索引』（同朋舍、一九八五年、初版一九五六年）一四頁
	朱惟亮	同右		同右
	周文晟	同右		同右
	楊文晟	同右		同右
	王明哲（七七七―八二九）	湖南監軍使・内侍省内府局丞（正九品下）	萬年縣滻川之西崗	趙玄卿「王府君墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西巻第一冊）五六頁
	王志用（七八七―八三七）	汝州等城群牧使・内侍省内府局令（正九品下）	萬年縣青龍原	蓋黄「王公墓誌銘」（同右）六九頁
	楊玄略（八〇一―八六三）	内侍省掖庭局令員外置同正員（從七品下）	長安縣龍門鄉石井村	魏沛「楊府君墓誌銘」陝西省碑林博物館に陳列
	李令崇（八五五―八九八）	南内留後使・内侍省内僕局令（正八品下）	長安縣龍首原	李應坤「李府君墓誌銘」（陳全方「兩塊唐墓誌與唐末農民起義」『考古與文物』一九八三年第二期）一〇三～一〇四頁
崇仁坊（H 4）一名	李愍（五八八―六四九）	内侍省内給事（從五品下）	滻川東之平原	善感「李君之碑」（李子春「唐李愍碑考證」『文物』一九六二年第三期）四〇～四一頁
永寧坊（H 8）一名	李輔國（七〇四―七六二）	中書令（正三品）		『長安志』巻八、永寧坊

大寧坊（I 2）五名 ※	王庭瓌（－七八四）（夫人馮氏（七三七－七九二）居住坊）	内侍省内侍員外置同正員（從四品上）	長安縣龍首原	史垣「夫人馮氏墓誌銘」（『八瓊室金石補正』卷六六）
	倶慈順（七二三－七九〇）	内侍省内常侍（正五品下）	萬年縣長樂鄉龍首原	呉通微「倶府君墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第二册）七頁
	許遂忠（七八二－八二九）	内侍省内侍（從四品上）	萬年縣滻川鄉上傅村	李域錚「西安東郊出土唐許遂忠墓誌」（『考古與文物』一九八五年第六期）二九～三〇頁
	梁氏（夫人王氏（－八五四）居住坊）	内侍省掖庭局宮教博士員外置同正員（從九品下）	萬年縣滻川鄉上傅村	劉玄休「王夫人墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第二册）九二頁
	王公素（七八七－八五七）	湖南監軍使・内侍省内侍伯（正七品下）	萬年縣灞城鄉招賢里西崗	陳竦「王府君墓誌銘」（『陝西金石志』卷一八）
安興坊（I 3）（廣化坊・昭化坊）	蘇思勗（六七六－七四五）	内侍省内侍（從四品上）	萬年縣長樂原	陝西省考古研究所唐墓工作組「西安東郊唐蘇思勗墓清理簡報」（『考古』一九六〇年第一期）三三頁
八名 ※	孫常楷（七二九－七八九）	内侍省内常侍（正五品下）	涇陽縣高平原	于邵「孫常楷神道碑」（『文苑英華』卷九三一）
	孫榮義（－八〇六）↓孫常楷の猶子（おい）	右神策護軍中尉・右武衛大將軍（正三品）	涇陽縣某原	權德輿「孫公神道碑」（『權載之文集』卷一八）
※	仇士良（七八一－八四三）	左神策護軍中尉・内侍監（正三品）	萬年縣寧安鄉鳳棲原社季村	鄭薫「仇士良神道碑」（『文苑英華』卷九三二）
※	王文幹（七九二－八四四）	内侍省内給事（從五品下）	龍首原	趙造「王公墓誌銘」（『金石萃編』卷一一三）

※	李從證（一八五〇）	内侍省内僕局丞員外置同正員（正九品下）	萬年縣滻川鄉上傅村
※	閻知誠（七九七－八五七）	内侍省掖庭局令員外置同正員（從七品下）	萬年縣滻川鄉蛇村之原
※	楊復恭（一八九二）	觀軍容使・金吾大將軍（正三品）	介休縣之抱腹山
安邑坊（I7）一名	李輔國（一七六二）	兵部尚書（正三品）	
興寧坊（J2）五名 ※	高力士（六八四－七六二）	右監門衛將軍（正三品）→翊善坊（H1）にも居住	泰陵陪葬
	周惠（一七七七）	内侍省内給事（從五品下）	龍首原之先修方墳
	劉奇秀（七三八－七九八）	内侍省内府局令（正八品下）	滻川鄉
	假延信（夫人駱氏（七四六－八〇七）居住坊）	内侍省内給事（從五品下）	白鹿之原
	楊居實（一八六〇）	内侍省内府局丞（正九品下）	萬年縣崇義鄉南姚村
永嘉坊（J3）一名 ※	馬存亮（七七九－八四一）	右領軍衛上將軍（正三品）	灞陵之原

震鐸「李府君墓誌銘」（『古誌石華續編』卷二）		
鄭晦「閻府君墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第二冊）九五頁		
『舊唐書』卷一八四、楊復恭、『新唐書』卷二〇八、楊復恭		
『太平廣記』卷四〇一、玉、玉辟邪、出『杜陽雜編』		
『長安志』卷九、華封觀、『舊唐書』卷一八四、高力士	李健超「增補唐兩京城坊考」（『西北歷史研究』一九八七年）二四〇頁に引く『考釋』	
	作者不明（『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第二冊）一五頁	
	韓逢「假延信夫人駱氏墓誌銘」（同右）二六頁	
	傅滔「楊府君墓誌銘」（同右）九九頁	李德裕「馬公神道碑銘」（『李文饒文集』別集卷六）

街西

修德坊（C1）六名	祁日進（七八〇年葬）	内侍省内侍伯（正七品下）	長安之城西	李健超「増補唐兩京城坊考」（『西北歴史研究』一九八七年）二五〇頁に引く『考釋』
※	西門珍（七四四―八一七）	内侍省宮闈局令（従七品下）・威遠軍監軍	長安縣承平鄉	元佐上「西門大夫墓誌銘」（『八瓊室金石補正』巻七〇）
※	袁氏（夫人王氏（八一六―八六〇）居住坊）	軍器使・内侍省内寺伯（正七品下）	萬年縣灞陵之原	王諸「袁公夫人王氏墓誌銘」（『八瓊室金石補正』巻七五）
	師全介（七八二―八六三）	陝府監軍使・内侍省内謁者監員外置同正員（正六品下）	長安縣承平鄉小楊原	饒簡「平原郡師府君墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西巻第二冊）一〇四頁
	魏氏（夫人韋氏（八一五―八六八）居住坊）	内侍省掖庭局宮教博士員外置同正員（従九品下）	長安縣龍首鄉之原	楊劭「魏公夫人韋氏墓誌銘」（同上）一一七頁
	魏孝本（大中五年（八五一）に下欄の官職に昇任）	内侍省内府局令員外置同正員（正八品下）	長安縣龍首鄉	楊軒「魏府君墓誌銘」（同上）一一二頁
輔興坊（C2）七名	雷氏（夫人宋氏（―七四五）居住坊）	内侍省内侍（従四品上）		李健超「増補唐兩京城坊考」（『西北歴史研究』一九八七年）二五一頁に引く『考釋』
※	陳忠盛（六九〇―七五四）	内侍省内侍（従四品上）	長安縣承平鄉之原	裴士淹「趙忠盛神道碑」（『文苑英華』巻九三一）
※	劉奉芝（六九六―七六〇）	内侍省内寺伯（正七品下）	龍首原	趙昂「劉府君墓誌銘」（『古誌石華續編』巻二）

	劉漢潤（夫人楊珽（七七七―八三〇）居住坊）	左神策護軍中尉副使・右監門衛將軍（從三品）	（長安縣）龍首鄉龍首原	魏則之「劉公夫人楊氏墓誌銘」（『八瓊室金石補正』巻七二）
	祁憲直（七五七―八三一）	内侍省奚官局令員外置同正員（正八品下）	長安縣龍首鄉祁村	李遇「祁府君墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西巻第二冊）五八頁
※	朱朝政（母趙氏（七六〇―八三四）居住坊）	内侍省内寺伯員外置同正員（正七品下）	（長安縣）承平鄉大嚴村	崔鍔「朱公故夫人趙氏墓誌銘」（『八瓊室金石補正』巻七二）
	李氏（夫人戴氏（八一八―八三六）居住坊）	内侍省内侍員外置同正員（從四品上）	長安縣承平鄉大嚴村之原	秦嚴己「李公夫人戴氏墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西巻第二冊）六五頁
安定坊（B1）二名 ※	第五守進（七九三年宮闈令）	右神策護軍中尉・宮闈令（從七品下）		『長安志』巻一〇、安定坊、『舊唐書』巻一三三、李晟
	張叔遵（八一〇―八七一）	内侍省掖庭局宮教博士（從九品下）	長安縣龍首鄉田門村	楊璠「張公墓誌銘」（『隋唐五代墓誌匯編』陝西巻第二冊）一二五頁
金城坊（B3）一名 ※	劉元尚（六八六―七五三）	左監門衛將軍（從三品）	龍原府	竇忻「劉府君墓誌銘」（『金石萃編』巻九〇）
光行坊（E12）一名 ※	魚朝恩[5]（七三〇―七七〇）	觀軍容使・左監門衛大將軍（正三品）		『長安志』巻九、光行坊

（注）(1) 居住時の官職は、墓誌銘の場合は死亡時の官職を記す。人名の配列は死亡年度順による。

(2) 埋葬地の欄の表記は、「出典」欄の原文通り。（ ）内は筆者補。

(3) 『考釋』とは賀梓城氏の遺稿『陝西出土唐墓誌銘考釋』を指す。

(4) 梁守謙の名は、『長安志』『唐兩京城坊考』では、ともに來庭坊（H2東）の項に見えるが、出典の閻文儒・閻萬鈞『兩京城坊考補』（河南人民出版社、一九八二年）の記述に基づき、永昌坊の欄に記す。

(5) 魚朝恩は、東の城壁の一番北にある通化門の外に莊園を所有していた（『舊唐書』巻一八四、魚朝恩）。この莊園の位置から推して、おそらく街東北部にも邸宅が存在したと推測できる。

圖8　唐代長安城內の宦官居住地（表3參照）

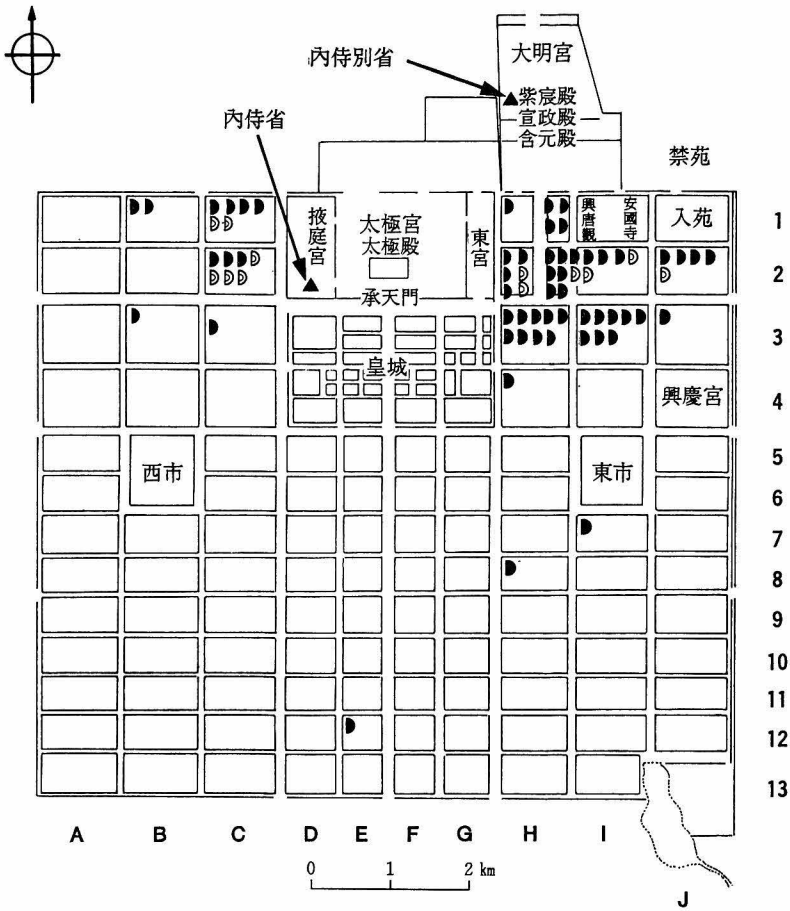

◗ 宦官居住地

Ⅾ 宦官夫人居住地

注）C３（頌政坊）の一名は，內侍省令史（流外二品）の堵穎であるが（『陝西金石志』卷18，堵穎墓記），流外官なので先の表3には載せていない。

こちらは一六名である。兩京の宦官の數は、開元・天寶年間に合計四〇〇〇人にも達したという（『舊唐書』卷一八四、宦官傳序）。宦官の内、外郭城に居住した者の大部分が、この兩地區に居住していたのであろう。特に、唐後期の大明宮前の諸坊は、まさに宦官集住地區と呼ぶにふさわしい地區になっていたのである。(22)

なお、太極宮内の内侍省は、掖庭宮の南隅、太極宮の西南部分に位置したが（『長安志』卷六、宮室、『唐兩京城坊考』卷一、卷首に所收の「西京宮城圖」）、大明宮建築後は後宮の移轉に伴い延英殿の北側にも新たに内侍省が設置され、内侍別省と稱した（『永樂大典』所收「閣本大明宮圖」、『唐兩京城坊考』卷一、大明宮）。大明宮に皇帝が常住し政治の中核になるに及んで、内侍省の重要事は大明宮の内侍別省で決められるようになり、太極宮内侍省の地位は相對的に減少する。(23)大明宮前の諸坊に宦官居住が多いことは、そのことを裏づけている。ただ、太極宮内侍省も唐末に至るまで存在しており、太極宮西側の宦官居住地の存在は、大明宮が皇帝常住の場となった唐後期にも、太極宮の掖庭宮と内侍省が機能していた事實を傳えてくれる。

(2)居住時の職掌・職事官官品。職掌は内侍省の官職に禁軍の軍職や内諸司使を兼ねている。使職の登場によって唐後期の職事官の官品は唐前期の様な意味を持たなくなるが、太極宮西側に居住した宦官の官品を見ると、大明宮南側の諸坊の宦官に比べると概して低く（官品の判明する一六名の内譯は、三品二名、四品三名、六品一名、七品六名、八品二名、九品二名で、そのうち五品以上の高官は三一％）、大明宮南側に宦官の高官が多い（官品の判明する四二名の内譯は、三品一一名、四品四名、五品八名、七品七名、八品五名、九品七名で、五品以上の高官は五五％）。高官の多くが大明宮前に居住したと思われる。

(3)居住時期。開元・天寶年間から始まり、大半が安史の亂以後である。これは、宦官が權力を掌握してゆく時期と合致している。(24)安史の亂以後、大明宮内に、皇帝の起居する紫宸殿を圍んで、宦官の掌る内侍省や内諸司使の諸官廳が擴大してゆき、そこに勤務するのに最も便利な大明宮前の一等地に、宦官集住區が形成されてゆくのである。

(4)埋葬地。街東の場合は、城内の居住地から近い萬年縣の滻川原・灞原の地域が大半を占める。長安東郊の宦官の厚葬

の風潮は、墓の發掘によって確認されており、[25] 滻水や灞水を臨む城東の臺地（滻川原・灞原）は、傳統的に、王族や政府高官達が墓地を造成する第一等の墓葬地である（街東中部に集住した一般の官人の場合は、長安城の東南部の杜陵原や神禾原・御宿川に多い）。街西の場合は、長安縣龍首鄉と承平鄉に多い。

このように、墓誌資料集の公刊によって、安史の亂後に宦官の多くが大明宮前の諸坊に次々と邸宅を建築してゆく狀況が明らかになり、宦官勢力の擴大過程を邸宅の分布から具體的に知ることができるようになった。宦官の居住動向の中に、唐後期の長安の社會狀況の一端が集約されていると言える。

二　『長安志』とイスラム商人の記錄

以上のように、新公刊墓誌等によって、從來あいまいだった長安城の居住動向が具體的に明らかになってきているが、三〇〇年を越す隋唐長安城の歷史を通じて、現在、居住地の判明する官人の總數は、**表2**の樣に僅か一二〇〇名程度に過ぎないことも確かである。從って、當時の長安の社會を描寫した他の文獻史料や考古學發掘の遺跡によって、以上の官人居住の傾向を檢證して行く作業が必要となる。

本稿では、紙幅の關係で、(1)盛唐の八世紀前半（開元年間）の居住狀況を記したと考えられる『長安志』の記述、および、(2)唐末の九世紀末頃の長安の都市構造を述べたイスラム商人の記錄の二種の文獻史料に限って、上述の傾向を檢證してみたい。

『長安志』の記述―八世紀前半の居住動向　『長安志』卷八、東市、及び、同書卷一〇、西市の割注（經訓堂叢書本）には、下記の樣に、先述の官人居住の變遷結果と、關連する記述がある。原文〔　〕內の語は、『唐兩京城坊考』卷三、東市（連筠簃叢書本）による。

市內貸財二百二十行。四面立邸、四方珍奇、皆所積集。萬年縣戶口、減于長安。文公卿以下民居止、多在朱雀街東、第宅所占勳貴。由是商賈所湊多歸西市。（中略）自此之外、繁雜稍劣于西市矣。

【譯】市內の貨財を扱う同業者の商店街（行）は、二二〇ある。市內の四面（の壁沿い）には、邸店（倉庫・卸賣り業者）が建ち並び、全國の貴重で珍しい物品がすべて集積している。萬年縣の戶口は、長安縣の戶口よりも少ない。また、公卿以下の居住は、多くは朱雀街の街東にあり、邸宅は、功臣・貴臣によって占められている。このために、商人の多くは西市に雲集する。（中略）これ以外では、東市の煩雜さは、西市より少し劣る。（『長安志』卷八、東市）

市內店肆、如東市之制。長安縣所領四萬餘戶、比萬年爲多、浮奇流寓、不可勝計。

【譯】市內の商店は、東市の制度と同じである。長安縣の管轄する戶口數は、四萬餘戶であり、萬年縣に比べると多い。（戶口に未登錄の）浮浪者や流寓者の人數は數えきれないほどである。（『長安志』卷一〇、西市）

右の『長安志』卷一〇、西市の「市內店肆、如東市之制」の部分は、尊經閣藏卷子本『兩京新記』卷三に存在している。續く「長安縣所領四萬餘戶、比萬年爲多、浮奇流寓、不可勝計」の文章は、尊經閣卷子本『兩京新記』には存在していないが、この箇所も、前後の文脈から、もともと開元一〇年（七二二）編纂の韋述『兩京新記』の文章であり、尊經閣藏卷子本『兩京新記』卷三を抄寫する際に省略された箇所と推定できる。(26)

以上の東市・西市兩市の記述は內容が對應しているので同時期のものと思われ、從って、『長安志』の東市の記述も西市の記事と同樣に『兩京新記』に依據しており、『兩京新記』卷三に言う「市內店肆、如東市之制」の「東市の制」とは、『長安志』東市に記述の東市の內部構造や「行」「邸」の存在を指していると考えられる。

つまり、上の『長安志』の二史料の內容は、開元年間の東西兩市の狀況を示しているのであり、先揭の圖の第4期（圖

4）の狀況に相當し、圖の示す居住傾向ともほぼ一致している。『長安志』に坊內居住地區の明記された官人宅の分布（もともと韋述『兩京新記』の記述に基づくと思われる箇所）を調べても、大半の官人が街東部に居住しており、上の『長安志』の兩市の記事內容と一致する。[27] 要するに、八世紀前半の開元年閒から、既に、長安城內の東西兩街の住民階層の相違が明瞭になっていたことが、『長安志』兩市の記事から裏づけられるのである。

イスラム商人の記錄—九世紀末頃の居住動向　さらに、興味深いことに、街東と街西の居住狀態を對照的に描くこの樣な『長安志』の記述は、唐末に長安を訪れたイスラム商人の見聞を記したアラビア語の次の樣な記述と、おおよそ一致する。藤本勝次氏の翻譯『シナ・インド物語』（關西大學出版廣報部、一九七六年、四五頁）によって、該當箇所を揭げると、次の樣になる。[28]

我々は皇帝が居住するフムダーンの町について、その樣子をイブン・ワハブに尋ねたところ、彼は次のように語ってくれた。その町は廣大で、人口も多く、長くて廣い通りによって二つに區分されている。皇帝とその宰相、軍隊、最高裁判官、宮廷の宦官たちや家臣たちが大通りの右手にある東街區に住み、一般の民衆は誰れとて彼らと混住することもなければ、また、そこには市場もひとつとしてない。またこの地區の街路には溝が掘られて水が流れているし、かたわらには樹木が整然と植えられ、邸宅が軒をつらねている。

大通りの左手にある西街區には、庶民や商人が住み、倉庫や市場がある。朝になれば、皇帝の家令や家臣、宮廷の下僕、將軍の下僕、彼らの代理人とかが、ある者は馬に乘り、ある者は步いて、この市場があり商人が住んでいる地區にやって來て、主人たちの日用品や必需品を買うのが見られる。（用事がすめば）彼らは歸って行き、翌日になるまで、この地區に立ちもどる者は誰れもいない。（舊漢字に改める。括弧內の語句は、藤本氏の補足）

右の藤本氏の日本語譯に述べられている「皇帝が居住するフムダーンの町」（madīnatu Khumdān allatī bihā al-malik）、すなわち長安城の特徴を、改めて整理し列擧すると、次の様に、Ⅰ全體の景觀、Ⅱ街東、Ⅲ街西と三つの部分に整然と分れる。城内の社會構造を描寫する語句に關しては、（ ）内に四天王寺國際佛教大學の菊池忠純氏によるアラビア語の轉寫を掲げ、［ ］内に同氏による別の譯語例も參考として附す。(29)

Ⅰ　全體の景觀

(1)廣大で、人口も多い（sa'atu'l-baladi wa kathuratu ahlihi）。

(2)長くて廣い通り（shāri'un ṭawīlun 'arīḍun）によって二つの部分（qismain）に區分されている。

Ⅱ　街東の特徴

(1)皇帝（al-malīku）とその宰相［大臣］（wazīruhu）、［彼の］軍隊（junūduhu）、最高裁判官（qāḍī'l-quḍāti）、宮廷［皇帝］の宦官たち（khiṣyānu'l-malīki）、一團の家臣たち（jami'u asḥābihi）が、大通りの右手にある東街區［東につづくところ］（al-shiqqu'l-aimanu minhu wa mā yalī al-sharqa）に住んでいる。

(2)東街區には、一般の民衆（al-'āmma）は、ひとりも混ざりあっていず、市場（al-aswāq）もひとつとしてない。

(3)東街區の街路には、溝［川］（bi-anhār）が掘られて水が流れているし、かたわらには、樹木［木々］（ashjār）が整然と植えられ、邸宅［廣い家々］（manāzil fasīḥa）が軒をつらねている。

Ⅲ　街西の特徴

(1)大通りの左手にある西街區（fi'l-shiqqi'l-aisari mimmā yalī al-maghriba）には、庶民たち（al-ra'iya）、商人たち（al-tujjar）が住み、倉庫（al-mīra）と市場（al-aswāq）がある。

(2)朝になれば、皇帝の家令（qahārimatu'l-malīki）、家臣［彼の家來たち］（asḥābuhu）、宮廷の下僕［彼の館の奴隷］（ghilmānu dārihi）、將軍の下僕［奴隷］（ghilmānu'l-quwwādi）、彼らの代理人たち（wukalā'uhum）とかが、ある者

は馬に乗り、ある者は歩いてこの市場があり商人が住んでいる地區（al-shiqqu alladhī fīhī al-aswāqu wa al-tujjāru）にやってきて、主人たちの日用品（waqā, ifuhum）や必需品（ḥawā, ijuhum）を買う。翌日になるまで、この地區（hādhā al-shiqqu）にもどるものは、ひとりもいない。

すなわち、「長くて廣い通り」つまり朱雀街によって分割された東西二つの街區の特徴が、街東、街西の順番に記され、東西兩街の居住階層・生活樣式・自然環境・建築景觀が、對照的に描寫されている。中には、東西の街區の對照を際立たせるためか、東街區（街東）には、庶民が住まず、市場もない、という事實に反する記述もあるが、他の內容は、官人が街東に集住する唐後期の狀況と合致する。開元年閒の狀況を示す『長安志』の內容とも、基本的に一致しているが、唐末にかけて、城內兩街の居住區の相違が一層顯著になり、對照的な景觀を呈するに至ることがわかる。唐末の長安が繁榮を維持していたことも、この史料から窺える。(30)

八世紀以後、イスラム商人が、中國沿海部の都市に多數渡來し、イスラム教徒の居留地を各都市で作りながら、貿易に從事していたことは、よく知られている。(31) この見聞記を記したアブ・ザイード（Abū Zayd）は、ペルシャ灣に面した港灣都市シーラフ（Sīrāf）の出身で、インド洋から東シナ海に延びる海洋貿易路のネットワークを辿り、中國に達したものと考えられている。(32)

長安に關する記述は、アブ・ザイード自身が實際に見たものではなく、同じイスラム商人と思われるイブン・ワハブ（Ibn Wahab）の見聞を記す形になっている。この書が編纂されたのが、九一六年頃だとすると、(33) この見聞記は、九〇四年の長安城壞滅以前における唐朝最末期の城內の狀況を傳える、他に類の無い貴重な記錄であると言えよう。すると、このアラビア語史料の內容は、先揭の圖の第六期（**圖6**）の狀況に相當し、圖の居住傾向とも一致している。

以上の樣に、從來の研究成果と新公刊史料に基づいて作成した官人居住地の變遷圖を、漢文史料とアラビア語史料から檢證した結果、八世紀前半の開元・天寶年閒より、街東中北部への官人居住の集中が始まり、この傾向は、九世紀に至っ

て一層強まってゆくことが確かめられる。そこで、次に、長安城内の街東に官人居住地が形成された原因と、街東における官人の集住が長安の社會にもたらした土地利用の連動現象を論じてみよう。

三　街東官人居住地の生活環境

長安の官人居住地の變遷の直接の原因が、街東の北方に大明宮（六六二年修築完成）・興慶宮（七一四年完成）という新宮殿が相次いで建設されて、出勤・朝參に便利な大明宮附近の諸坊が、多くの官人達に求められた結果であることは疑い無い。このことは、宮殿の移轉が無い洛陽では、長安のような明瞭な官人居住地の集中が現れないことからも裏づけられる。(34)

さらに、中唐における科擧の浸透を背景に、皇帝の居住地からの空間的距離の遠近が、官人の社會階層の高低と關連するという觀念が強まりだし、官人にとって、皇帝の常住する大明宮にできるだけ近く居住することが、精神的にも社會的にも必要になった、という點も擧げられよう。(35) また、間接的には、城内人口の增加や商工業の活潑化、坊市制の弛緩等の城内の社會狀況の變化に伴い、惡化する治安や增加する階層間の軋轢に對處して、同じ階層の者同士が、同じ地域内に集住する傾向を強めていったことも考えられる。(36)(37)

それでは、なぜ、圖中の官人の邸宅が、大明宮の前よりも、むしろ、大明宮からやや離れた街東中部に集中しているのだろうか。先の**圖4**・**圖5**・**圖6**を見ると、開元・天寶年間以後、とりわけ安史の亂後の八世紀後半から、東市以南の街東中部に官人の邸宅が集中しているのである。その理由の一つには、主據した出土墓誌の墓主の多くが、六品以下の中小官人であり、大明宮の前に邸宅を構えた五品以上の高官の墓誌が比較的少ない、という史料上の理由が擧げられるが、他に經濟上、自然環境上、社會文化上の要因も考えられる。

すなわち、大明宮・皇城に近い諸坊は、先述のように、大明宮建設の七世紀後半以後、皇族や宦官の高官が集住して地

価も高騰し、特權的で閉鎖的な空間を形成するに至り、安史の亂後に新たに長安に上京して中央官となった者が、自力でその地域に新しい住居を入手するのは、經濟的にも社會的にも困難になっていた。その點、街東中部の邸宅開發は安史の亂後に本格化したので、大明宮前の一等地に次ぐ住環境の良さを誇る土地であるにもかかわらず、九世紀前半でも、なお廣壯な邸宅建築の餘地が殘されていた。(38)

自然環境の上では、街東中部の、樂遊原北麓の諸坊は、小高い高臺の北斜面に當たるので、北方に大明宮を仰ぐ眺望を有し、排水もよく、唐後期に頻發する城内の水害を逃れることができた。(39) さらに、幾筋もの丘陵が連なる街東中部は、『易經』や陰陽五行思想に基づく土地鑑定から言っても、邸宅建設に適していると觀念されていた。(40) 交通地理の點から言えば、この地區は、長安の消費文化を代表する、東市及びその周邊諸坊の高級商店街・娯樂施設に近いと同時に、東側城壁の諸門（春明門・延興門）を通じて城東の街道に繋がり、城南の別莊との往來や勝蹟巡りにも便利である。官人の集住の結果、友人・知人宅が徒歩圏内に居住しており、訪問や來客に便利という、社會生活上の重要な利點も有している。

以上の様に、街東に官人居住の集中した結果、八世紀の開元年間以後、次のごとき城内外の土地利用の連動現象が生じ、その結果、エリートの居住地としての街東の價値が一層高まるという相乘效果がもたらされた。

(A) **盛り場の形成**(41)　東市（I5・I6）・平康坊（H5）・崇仁坊（H4）等の街東中部の諸坊が、華やかな賑わいで西市を凌ぐ城内隨一の盛り場を形成した。官僚街の形成は、東市及び東市周邊の諸坊に、高官や富商、科擧受驗生等を主要顧客とする、高級料亭、旅館、呉服屋、樂器店等の各種專門店や、民間經營の大規模な遊郭を開業させた。諸道の進奏院も街東中部に集中して立地している。この地域を核に、城外にも廣く販圏を有する高級品が賣買されて、最新の政治情報が交換され、長安のエリート文化が醸成された。官人や官人候補者が遊ぶ平康坊北里の遊郭を舞臺に、唐後半期の文學の新潮流が形成されてもいる。

(B) **街東南部の風致地區化**(42)　官人の邸宅が、街東中北部に集まることによって、街東南部に、風致地區とも呼べる景

勝地が形成された。曲江池（J13）、李園（H12）、慈恩寺（H11）、樂遊苑（I9）、青龍寺（J9）等は、官人達が、公務の餘暇に足しげく通う景勝地となり、『全唐詩』には、これらの地を歌った夥しい詩が残されている。これらの景勝地に近接していることで、街東中部の邸宅の價値も上がった。それと關連して、街東の寺院や道觀は、官人の遊覽の地として洗練度を増し、たとえば、寺觀の總數では街西に比べて街東は少ないのにもかかわらず、街東の寺觀の壁畫は、街西に比べて質量ともに充實するに至り、街東の寺觀の境内には、四季の變遷に應じて、官人や、その家族が詰めかけた。

(C) **別莊・家廟・墓地建設**(43)　街東官人の別莊地が、城内では、二つの水渠の走る水と緑に惠まれた街西南部に造成され、城外では、城南や城東に別莊が建ち並ぶに至った。また、街東官人の家廟も、唐後期には城内南部の閑地に盛んに建築され、立廟の制限が出される程であり、彼らの家廟は、豪邸や別莊、一族の共同墓地と並んで、當時のステイタス・シンボルの一つとなり、その所有と管理・運營は社會的に重要事であった。街東官人の一族の墓地は、多くが城東の丘陵地に造成され、官務の餘暇に城南・城東の別莊を訪ねて散策し、清明節には家族で城東の墓地に詣でることが、官人生活の中に定着してゆく。

(D) **街西庶民街の形成**(44)　先述の『長安志』兩京の史料や、アラビア語史料に明瞭に描寫されているように、街東に官人の居住區が生じるのに對應して、街西は庶民街の色彩を濃くしてゆき、城内には、街西と街東という對照的な居住者階層を有す街區が形成されてくる。住民階層と地域文化の異なる二つの對照的な街區が並立することで、唐後期の長安城内の社會構造ができあがるのである。

街東中北部に高官の邸宅の集まったことにより、この地域の高官同士の往來は、特に多くなり、また、上述のように、往來の容易なことが、この地域の價値を高めてもいた。この地域に住むことは、高官たちの密度の高いコミュニケーションに加わることを意味しており、長安の街西や地方に居住する中下級官人にとって、中央高官となって街東中北部に居を構えることが、將來の具體的な夢となっていった。長安城街東の高官の邸宅は、當時の下級官人や、科擧の受驗生にとっ

て、財と權力の象徴であり、當時の小説の中に頻出している（圖7および註(17)の圖8參照）。

このように、街東中北部の諸坊へ官人の集住が進展することによって、九世紀頃から、高官の姓に坊名を附して稱することが普通になり、街東の居住地の坊名が、單なる地名表示を越えて爵邑の如き社會身分の指標になった。街東の坊名は、權力や富、成功等を示す記號の意味合いを帶びるようになったのである。このことは、『唐國史補』卷中に、「近年の風習では、權臣はその居住する坊の名で呼ぶ。（安邑坊（I7）に居住している李吉甫を）李安邑と稱するのがその代表的な例であり、坊は爵邑のようになっている」と指摘されている（『南部新書』己も參照）。

おわりに

清代の徐松『唐兩京城坊考』によって、長安城街東における官人居住の集中と城内の階層別棲み分けの存在は、既に基本的に明かにされている。(45) 本稿では、近刊の墓誌等の新史料に主據して、官人居住を時代順に圖化して變遷を浮き彫りにし、徐松の研究に一層綿密な肉附けを試みるとともに、街東官人居住街の形成のもたらす長安城内の社會構造の再編成の一端を論じてみた。

本稿の官人居住地の考察を踏まえて、唐後期の官人希望者が抱いた具體的な夢を探ると、このようになる。――科擧の進士科に合格して官界に迎え入れられ、昇進を重ねて宰相に至り、長安城街東中北部の官僚街の住民となり、同時に、城内の街西南部の水渠沿いの諸坊か、城東ないし城南の郊外に別莊を設け、できれば、渭河流域の肥沃な土地に莊園も經營する。さらに、長安城内に所有した本宅の他に、中央の政爭を回避して退官後の餘生を過ごすために、風光明眉な洛陽にも邸宅を購入し、兩京いずれかの郊外の墓地に葬られる、というものである。長安で生まれたこのような官人の都市のライフスタイルは、後代の國都の官人生活の一つのモデルとなった。

新刊の墓誌史料は、單に兩京の官人居住の變遷狀況や唐代官人の社會生活を明るみに出すに留まらず、兩京の政治構造

を比較する際にも、從來の史料に無い具體的で有力な手掛かりを與えてくれる。その點で、本稿では、新刊史料がもたらす情報のごく一部を取り扱ったに過ぎない。今後、新舊の文獻史料と考古學的發見に基づいて、兩京の社會構造に關する繼續的な分析を目指し、本稿の不備を補訂してゆきたい。

註

（1）近年出土や公刊の墓誌が、唐兩京研究に與える影響に關しては、李健超「增補唐兩京城坊考」（『西北歷史研究』三秦出版社、一九八七年、一九六～二一〇頁）に簡潔に述べられている。

（2）布目潮渢・妹尾達彦「唐代長安の都市形態」（『唐宋時代の行政・經濟地圖の作製』研究成果報告書（昭和五五、五六年度科學研究費一般研究(B)研究成果報告書）』大阪大學教養部、一九八一年）。

（3）本稿は、妹尾達彦『唐代長安・洛陽城の城郭構造と都市社會史の研究（課題番號05610298平成六年度科學研究費補助金一般研究(C)研究成果報告書）』（一九九五年）の第二章「唐長安官人居住考」を改稿したものである。兩京の研究史の詳細は同書を參照。

（4）吉岡眞「現存唐代墓誌の全體像」（一九九三年度廣島史學研究會大會（東洋史部會）發表要旨）參照。また、吉岡氏による新刊唐墓誌の目錄『近刊唐代墓誌拓本資料集總目』（一九九七年刊行豫定）參照。同『總目』では、約五四〇〇の唐墓誌を對象に、墓誌ごとに墓主姓名・刻石年月日・出土地域・出土年月日を記し、近刊の墓誌拓本資料集十二種や、公私所藏の墓誌拓本目錄六種の記載との照合、さらに、唐人文集收錄の草稿・歷代石刻漢籍收錄の錄文・解放後出土新出墓誌（**表1**所載の氣賀澤保規氏と榮麗華氏の目錄二種）に收錄の有無等が一覽表になっており、現在、最も完備された唐墓誌の總目である。

（5）賀梓城「唐王朝與邊疆民族和鄰國的友好關係—唐墓誌銘札記」（『文博』一九八四年第一期）、同「唐長安城歷史與唐人生活習俗—唐代墓誌銘札記之二—」（『文博』一九八四年第二期）。以上の二篇の論考は、賀梓城氏が、碑林博物館（もと陝西省博物館）所藏の解放後新出の唐墓誌に基づき考察したものである。賀梓城氏は、上記墓誌を錄文し、墓誌拓本の寫眞と考釋を施した上で『陝西出土唐墓誌銘考釋』と題して出版する計畫を有していたが、一九八八年夏の賀氏の急逝により中斷したままになっている。ただ、李健超氏の前註(1)「增補唐兩京城坊考（西京部分）」は、この賀梓城『陝西出土唐墓誌銘考釋』を引用しており、李健超氏の論考により賀梓城著書の內容の一端を窺うことはできる。李氏は、個人的に親

しかった賀梓城氏の遺稿を見ることができたので、上記論文の執筆に際して引用し得たとのことである。

なお、碑林博物館所藏の解放後新出唐墓誌約三七〇點は、近刊豫定の霍松林主編・韓理洲副主編『新編全唐五代文』に收錄されると聞く。碑林博物館所藏の解放後出土墓誌の目錄は、陝西省博物館・李域錚・趙敏生・雷冰編『西安碑林書法藝術』（陝西人民美術出版社、一九八三年、增補版一九九四年）に既に揭載され、存在自體は廣く知られており、そのうちの相當數が、『隋唐五代墓誌匯編　陝西卷』全四册（**表1**番號六）に收載されているが、すべてが同書に收錄されている譯では無い。碑林博物館の王其禧氏のご敎示によると、西安の解放後出土墓誌は、碑林博物館所藏の約三七〇點の他にも各研究機關に分散して所藏されており、例えば、各地の文物管理所や中國社會科學院考古研究所西安研究室に一〇〇點以上が存在し、さらに、西安近郊の農家も多數の墓誌を所藏していると言う。ただし、これらの墓誌の大半は『新編全唐五代文』に收錄の豫定は無いとのことである。また、董國柱編『高陵碑石』（三秦出版社、一九九三年）のように、縣に所在の碑石を收錄する書も刊行され始めた。從って、將來、これらの墓誌が新たに公刊されるのに合わせて、本稿も、增訂を繰り返す必要がでてくる。

(6) 中島比「唐兩京城坊攷收載人物覺書」（『東洋史苑』一八・一九、一九八一年）、同「唐兩京城坊攷收載人物拾遺稿」（『東洋史苑』二六・二七、一九八六年）。特に、中島氏の後者の研究は、『千唐誌齋藏誌』を核に、各種の石刻・詩文を博搜した上で、居住者の一覽表を作成されており、今後の研究の基礎をなす業績である。

(7) 陳久恆「唐東都洛陽坊里宅第補」（『中國考古學研究—夏鼎先生考古五十年紀年論文集』一九八六年）。

(8) 趙超「唐代洛陽城坊補考」（『考古』一九八七年第九期）。

(9) 李健超、前註(1)「增補唐兩京城坊考（西京部分）」、同「『千唐誌齋藏誌』校補唐兩京城坊」（『西北大學學報（哲學社會科學版）』一九八七年第四期）、同「增補『唐兩京城坊考』（上・下）（東京部分）」（『河洛春秋』一九九一年第一期・第二期）。なお、李健超氏は、最近、以上の論考をまとめて『增訂唐兩京城坊考』（三秦出版社、一九九六年二月）として公刊された。

(10) 張忱石「唐兩京坊宅補遺」（『古籍整理與研究』第二期、一九八七年）。

(11) 辛德勇『隋唐兩京叢考』（三秦出版社、一九九三年）一五六～六〇頁。

(12) 閻文儒・閻萬鈞『兩京城坊考補』（河南人民出版社、一九八二年）。

(13) 布目潮渢・妹尾達彦、前註(2)「唐代長安の都市形態」では、ほぼ徐松『唐兩京城坊考』の考證に則り、(Ⅰ)隋、(Ⅱ)大明宮建設以前、(Ⅲ)大明宮建設から興慶宮建設まで、(Ⅳ)興慶宮建設から唐末までの四時期に區分して官人居住地を圖化した。また、Tatsuhiko Seo, "The Urban Systems in the Sui and Tang dynasties", in *Historic Cities of Asia*, ed., by M. A. J. Beg, Malaysia, 1986. でも、同じ時期區分

に即して右の論稿を補訂し、改めて官人居住地の變遷を圖化している。本稿の圖では、妹尾「唐兩京官人居住表」（別途公刊豫定）に基づいて、右拙稿の圖の全面的な增訂を行い、特に右の(Ⅳ)興慶宮建設から唐末までの時期を更に三分して、**圖4**興慶宮建設から安史の亂收束まで、**圖5**安史の亂收束から敬宗治世まで、**圖6**文宗卽位から唐末までとし、隋～唐末までを通して六つの時期に細分して、官人居住地の變遷をより詳細に通覽できるように作圖し直した。

(14) 大興城建築當初の隋代には、特に街西の都市機能が充實していたことは、寺觀數の七割弱が街西に建設され、都市水利（清明渠・永安渠）の整備が街西から始まることからも、裏づけられる。布目潮渢・妹尾前註(2)「唐代長安の都市形態」六五、六七頁參照。

(15) 大明宮建築の社會的影響に關しては、妹尾達彥「唐長安城の儀禮空間—皇帝儀禮の舞臺を中心に—」（『東洋文化』七二、一九九二年）、同「中唐の大明宮」（『中唐文學の總合的研究（平成六・七年度科學研究費補助金　總合研究(A)研究成果報告書）』松本肇代表、一九九六年）で簡單に觸れている。

(16) 妹尾達彥「唐代長安の街西」（『史流』二五、一九八四年）參照。

(17) 『太平廣記』所載の小說に見える官人居住地に關しては、妹尾達彥「唐代後半期の長安と傳奇小說—『李娃傳』の分析を中心として—」（『日野開三郎博士頌壽記念論集—中國の制度、社會、文化史の諸問題』中國書店、一九八七年）に所收の圖8「唐代小說における登場人物の身分と舞臺」も參照。

(18) 賀梓城、前註(5)唐長安城歷史與唐人生活習俗—唐代墓誌銘札記之二—」の記述も參照。

(19) 辛德勇、前註(11)『隋唐兩京叢考』所載「十王宅兼有興寧坊地」二五～二六頁。また、布目潮渢「唐代長安における王府・王宅について」（唐代史研究會編『中國都市の歷史的研究』一九八八年）一一九頁參照。

(20) 『長安志』卷六、永嘉坊、西北隅涼國公主の註に「此坊、隋末有方士云、貴氣特盛。自武德・貞觀之後、公卿王主居之多於衆坊」とあり、睿宗の公主が永嘉坊で死去した事例も載せている。親王の王宅が街東北部に多く分布していたことは、布目潮渢、前註(19)「唐代長安における王府・王宅について」一二三頁參照。

(21) 長安城の宦官の居住地については、ごく簡單な記述ではあるが、余華靑『中國宦官制度史』（上海人民出版社、一九九三年）二七一～七四頁でも觸れられている。

(22) 來庭坊（H2）には、國有不動產を管理する莊宅司が置かれており、街東を中心に城內外の國有地を管轄していたので、大明宮前の諸坊には特に國有地が多かったと考えられる。この地域に集住する宦官の邸宅の多くが賜宅であるのもそれを裏づける。加藤繁「內莊宅使考」（同著『支那經濟史考證』上、東洋文庫、一九五二年、原載一九二〇年）參照。

(23) 保全「唐重修內侍省碑出土記」（『考古與文物』一九八三年第四期）を參照。

(24) 宦官の權力掌握過程に關しては、王壽南『唐代宦官權勢之研究』（正中書局、一九七一年）、室永芳三「唐代內侍省の

宦官組織について―高品層と品官・白身層―」(『日野開三郎博士頌壽記念論集 中國社會・制度・文化史の諸問題』中國書店、一九八七年)、唐長孺「唐代的內諸司使及其演變」(同『山居存稿』中華書局、一九八九年)、趙雨樂『唐宋變革期之軍政制度―官僚機構與等級之編成』(文史哲出版社、一九九四年)等を參照。

(25) 齊東方「試論西安地區唐代墓葬的等級制度」(『紀念北京大學考古專業三十周年論文集 一九五二―一九八二』文物出版社、一九九〇年)二九七～三〇〇頁。

(26) 妹尾達彦「唐長安人口論」(『堀敏一先生古稀記念 中國古代の國家と民衆』汲古書院、一九九五年)五七六～七八頁。

(27) 妹尾達彦、前註(3)『唐代長安・洛陽城の城郭構造と都市社會史の研究』第二章の圖1・圖3～圖5參照。

(28) 藤本氏の譯註は、M. Reinaud, *Relations des voyages faits par les Arabes et les Persans dans l'Inde et à la Chine dans le IXe siècle de l'ère chrétienne*, 2 tomes. Paris, 1845. rémp. Osnabrück, 1982) 所收の M. Reinaud 校訂のアラビア語テキスト pp. 85-86. に基づいている。藤本勝次氏により『シナ・インド物語』と譯されたこのアラビア語寫本は、一六七三年にシリアのアレッポで發見され、現在、パリの Bibliothèque Nationale に所藏されている *Silsilat al-Tawārīkh*『歷史の鎖』という表題の寫本であり(ms. 2281)、一一九九年から一二〇〇年にかけて手寫されたという。本寫本は、九世紀半ばの狀況を記す第一部と、九世紀末の唐末の狀況を記す第二部からなり、長安のことを記す本文引用の箇所は、第二部にある(藤本勝次譯注書の解說二頁、また、*The Encyclopaedia of Islam*, New Edition, Vol. 1, Leiden: E. J. Brill, 1960. 所載の "Akhbār al-Sīn wa 'l-Hind" の項目を參照)。

本史料のこの長安に關する箇所は、早くから多くの學者の注意を引いている。まず、一九二〇年代から三〇年代初に、劉復氏が、E. Renaudot, *Ancient Accounts of India and China by Two Mohammedan Travellers, Who went to those Parts in the 9th Century*, London, 1733. の英譯と、G. Ferrand, *Voyage du marchand arabe Sulaymân en Inde et en Chine*, Paris, 1922. のフランス語譯を參照にし、「蘇萊曼東遊記」と題して、この書の一部の漢譯を試みており、この箇所も譯されている(劉復「蘇萊曼東遊記(續)」『地學雜誌』中華民國二〇年第三期、一九三一年、四四七頁)。また、劉銘恕氏は、「蘇萊曼東遊記證聞」(『中國文化研究彙刊』第四卷、上册、一九四四年)の、「四、長安之都市美」(一七九～一八一頁)において、劉復氏の漢譯本を引用して、長安の都市構造を考察するに際してのこの史料の重要性を指摘している。また、Edward H. Schafer 氏も、"The last years of Ch'ang-an", *Oriens Extremus* 10-2, 1963, p. 144. において、上述の E. Renaudot, *Ancient Accounts of India and China by Two Mohammedan Travellers*, pp. 58-59. 所載の英語譯を引用している。ただ、Schafer 氏は、以上の寫本の第二部に屬して唐末の狀況を示す本史料の年代を、第一部の史料の年代と混同して九世

紀半ばの狀況を指すと誤っている。

なお、このアラビア語寫本 *Silsilat al-Tawārikh* の中の中國關係の記事全般は、桑原隲藏氏の「アラブ人の記錄に見えたる支那」と題する、大正一二年（一九二三）の京都大學特殊講義で取り上げられ、既に公刊されていた上記のアラビア語原典のフランス語・英語の譯文に基づき、對應する中國側漢文史料と照合して詳細な檢討がなされている（講義內容が『桑原隲藏全集』第二卷、岩波書店、一九六八年、五七五～六三〇頁に所收）。その時の講義の際に、本文引用箇所も論及されている可能性が大きいが、同上講義錄、及び『全集』所收の諸論考には、この箇所に關する論述は收錄されていない。

(29) 菊池忠純氏にお願いして、M. Reinaud, 前註(28) *Relations des voyages faits par les Arabes et les Persans dans l'Inde et à la Chine,* 所收の Reinaud 校訂のアラビア語テキスト pp. 85-86 に基づき（これは、藤本勝次氏が、上記譯註の際に底本としたテキストと同じもの）、アラビア語の轉寫、及び、その逐語譯を作成していただき、本文所掲の藤本勝次氏の譯書をもとに、菊池氏の譯も參照して以下の整理を行った。菊池忠純氏の御厚意に深謝申し上げる次第です。

(30) 安史の亂後も、長安城が開元・天寶期に匹敵する繁榮を維持していたことは、豐富に殘存する唐末の詩文から明瞭に窺えるが、この點に特に論及する論著として、日野開三郎『同東洋史學論集第一七卷　唐代邸店の研究』（三一書房、一九九二年、原著一九六八年）、Edward [H. Schafer, 前註(28) "The last years of Ch'ang-an", pp. 143-168, 妹尾達彥、前註(16)「唐代長安の街西」、同「唐代長安の店舗立地と街西の致富譚」（『布目潮渢博士古稀記念論集　東アジアの法と社會』汲古書院、一九九〇年）、唐長孺『魏晉南北朝隋唐史三論』（武漢大學出版社、一九九二）三六一頁等を參照。

(31) 桑原隲藏「蒲壽庚の事蹟」『同全集』第五卷、岩波書店、一九六八年（原著增補版の出版は一九二五年）、J. Sauvaget, *Akbār aṣ-Ṣīn wa 'l-Hind, Relation de la Chine et de l'Inde, rédigée en 851,* Paris, 1948, xxxv～xl.

(32) 家島彥一「インド洋におけるシーラーフ系商人の交易ネットワークと物品の流通」（原載『深井晉司博士追悼シルクロード美術論集』吉川弘文館、一九八四年、後に同著『海の創る文明—インド洋海域世界の歷史』朝日新聞社、一九九三年、八六～一〇八頁に所收）、同『イスラム世界の成立と國際商業—國際商業ネットワークの變動を中心に』（岩波書店、一九九一年）。

(33) M. Reinaud, 前註(28) *Relations des voyages faits par les Arabes et les Persans dans l'Inde et à la Chine,* xvi～xxi, 藤本勝次、本文所載『シナ・インド物語』三頁。

(34) 妹尾達彥「唐洛陽城の官人居住地」（公刊豫定）參照。

(35) この點に關しては、妹尾達彥「白居易と長安・洛陽」（『講座白居易研究』第一卷、勉誠社、一九九三年）二八六頁で簡單に觸れている。また、同「唐代の科擧制度と長安の合格儀禮」（『律令制—中國朝鮮の法と國家』汲古書院、一九八六

年）も参照。

(36) 唐後半期における城内の治安の悪化と、それに對應する治安機構の再編成に關しては、室永芳三「唐長安城の坊制と治安機構（上・下）」（『九州大學東洋史學論集』二、一九七四年、同四、一九七五年）、Thomas Thilo, "Volksmassen, Unruhen und die öffentliche Ordnung in der Tang-Hauptstadt Chang'an", *Altorientalische Forschungen*, 17, 1990. を参照。

(37) 布目潮渢・妹尾達彦、前註(2)「唐長安城の都市形態」七七頁、同、妹尾達彦、前註(13) "The Urban Systems in the Sui and Tang dynasties", pp. 176-77. 参照。

(38) 長慶元年（八二一）、江州司馬、忠州刺史を繼て長安に歸京した白居易は、主客郎中（從五品下）となったのを契機に、新昌坊（J8）に新居を構えた。新昌坊の自宅は、「市街塵不到、宮樹影相連、省吏嫌坊遠、豪家笑地偏」（『白居易集箋校』卷一九、新昌新居書四十韻因寄元郎中張博士）とあり、勤務先の大明宮より遠い闕點を有すが、人混みを離れた閑靜な地である利點にも觸れている。この例のように、九世紀前半になると、從來、大明宮から離れて僻遠の地と思われていた街東東市以南の諸坊にも高官の邸宅が廣がってゆくようになる。

(39) 妹尾達彦、前註(13) "The Urban Systems in the Sui and Tang dynasties", p. 192, Fig. 9, 同、前註(16)「唐代長安の街西」七～一〇頁。

(40) 馬正林「唐長安城總體布局的地理特徵」（『歷史地理』三、一九八三年）。

(41) 長安城東市を核とする盛り場の形成に關しては、妹尾達彦「唐代長安の盛り場（上）（中）」（『史流』二七、三〇、一九八六年、八九年）、同、前註(30)「唐代長安の店舗立地と街西の致富譚」参照。

(42) 唐後期に街東南部に形成される風致地區に關しては、妹尾達彦、前註(2)「唐代長安の都市形態」七二～七三頁、同、前註(35)「唐代の科擧制度と長安の合格儀禮」二五九頁を参照。

(43) 長安城内における別莊分布に關しては、妹尾達彦、前註(16)「唐代長安の街西」二～七頁、城外の別莊分布に關しては、同「唐代長安の官人別莊」（『中國都市の歷史的研究』刀水書房、一九八八年）を参照。城内の家廟に關しては、甘懷眞『唐代家廟禮制研究』（臺灣商務印書店、一九九一年）九七～一一一頁に詳細な分析があり、一覽表も附されている。墓地の立地に關しては、先述の妹尾達彦「唐兩京官人居住表」（別途公刊豫定）を参照。

(44) 唐後期の長安城街西に庶民街が形成されてゆくことに關しては、妹尾達彦、前註(16)「唐代長安の街西」、同、前註(30)「唐代長安の店舗立地と街西の致富譚」、同、前註(17)「唐代後半期の長安と傳奇小說―『李娃傳』の分析を中心として―」四八八～九一頁を参照。

(45) 愛宕元譯註『唐兩京城坊攷　長安と洛陽』（平凡社東洋文庫、一九九四年）二九七頁。

【注】（三七～三八頁の**表1**の注）

① 吉岡　眞「フランス極東學院藏唐代墓誌拓本紹介」（『廣島大學文學部紀要』四三、一九八三年）

② 吉岡　眞「『千唐誌齋藏誌』墓主人名索引稿」（『廣島大學東洋史研究室報告』七、一九八五年）

池田　溫「〈批評・紹介〉河南省文物研究所・河南省洛陽地區文管處編『千唐誌齋藏誌』」（『東洋史研究』四四―三、一九八五年）

吉岡　眞「『千唐誌齋藏誌』關係文獻調査概要」（『中國社會史の諸相』勁草書房、一九八八年）

③ 高橋繼男「中國の墓誌―唐代を中心に―」（『東洋大學アジア・アフリカ文化研究所研究年報』二一、一九八七年）

④ 吉岡　眞「『曲石精廬藏唐墓誌』敍錄」（『福大史學』四六・四七、一九八九年）

⑤ 吉岡　眞「北京圖書館所藏唐代墓誌拓本管見」（『アジア史における地域自治の基礎的研究』平成三年度科學研究費補助金總合研究(A)研究成果報告書、一九九二年）

【**表1**の補記】

(a) 近刊隋唐墓誌の大半が**表1**所掲の資料集に收錄されているが、近刊の隋唐墓誌のすべてが網羅されている譯では無く、主要な墓誌資料集に限定して掲載している。

(b) 本表の作成に際して、上記の注の諸論文以外にも、高橋繼男「一九八〇年以降、唐墓誌を中心とする石刻資料集の出版」（唐代史研究會一九九四年度夏期シンポジュウムで配付の研究報告資料）、および、吉岡眞『近刊唐代墓誌拓本資料集總目』（一九九七年刊行豫定）を參照した。特に、後者の吉岡『總目』の總論では、近刊の唐墓誌資料集の特徵が詳論されている。

(c) 新刊の唐墓誌資料集の墓誌は、(1)解放後に新出の墓誌と、(2)解放前出土の拓本が新たに公開されたものに分かれる。吉岡氏の右の諸論文において、近刊の唐墓誌の中に、既に羅振玉・岑仲勉等氏が一九二〇年代、三〇年代の研究で組織的に利用した墓誌が多數含まれていることが明らかにされている。

(d) 學術誌・研究書に公表された新出墓誌の目錄には次の二種がある。①氣賀澤保規「中國新出石刻關係資料目錄(1)～(5)」(1)～(4)『書論』一八・二〇・二二・二五、一九八二～八九年、(5)『富山大學教養部紀要』二四―二、一九九二年）。隋唐墓誌は九一七點を收錄。②榮麗華編集・王世民校訂『一九四九―一九八九　四十年出土墓誌目錄』（中華書局、一九九三年）。隋唐墓誌は四五一點を收錄。

THE OFFENCE OF "LACK OF FILIAL PIETY" 不孝罪 IN THE QIN AND HAN LAWS

WAKAE Kenzo

In the Classic of Filial Piety 孝經 (Xiao-jing), a text used by many dynasties as representing the idea of rule of the State, it is written that "In the three thousand articles in Five-Punishments, there is no more serious offence than the lack of filial piety 不孝." Moreover, the texts of Shuihu-di-Qinmu-zhujian 睡虎地秦墓竹簡 and the Zhangjiashan-Hanjian-zouyanshu 張家山漢簡奏讞書 record a crime referred to as "the lack of filial piety 不孝", and the assessment of the crime was death. From this it appears that the sentence in the Xiao-jing reflects the actual situation during the Warring-States period.

It was basically succeeded to the Later-Han dynasty. However, the instances of application of this law decreased, especially after the reign of Xuan-di 宣帝. Also, in the Later-Han period the crime of lack of filial piety came to be considered as a much more minor offence. In this paper, I examine the background of this issue, and survey the course of change of this crime from the Qin-Han period through to its establishment as one of the "Shi-e 十惡" under the Tang Statutes 唐律 (Tang-lü).

THE OFFICIAL RESIDENCES OF CHANG'AN IN THE TANG DYNASTY

SEO Tatsuhiko

In recent years, more than four thousand new rubbings of officials' epitaphs, excavated mainly near Chang'an and Luoyang, have been published consecutively. These epitaphs have opened new areas of research not only on the topic of the Tang capitals, but also on all aspects of Tang studies. Using these, it is now possible to revise and enlarge the statements

of the Tang-liaojing-chengfang-kao 唐兩京城坊考, which was written by Xu Song 徐松 in the Qin 清 dynasty and still remains as the most important work on the Tang capitals. This article is an enlargement of the Tang-liaojing-chengfang-kao.

Using these new sources, it has become clear that an official gentry zone was established in the eastern part of Chang'an. With the transfer of the political stage from the Taiji-palace 太極宮 to the Daming-palace 大明宮, it was formed. Many officials moved to the north and central part of the East City, particularly after the construction of the Xingqing-palace 興慶宮.

With the formation of an official gentry zone in the East City, a commoners' zone developed in the West. The East Market and the West Market became the centers of respective zone. The East Market together with several surrounding wards became the midtown area, which served as the commercial, financial and information center, as well as the amusement quarter of the city. The West Market functioned as the center of popular commerce. Functional specialization developed around these two characteristic Markets in Chang'an.

There are several reasons for the concentration of official gentry residences in the central part of the East City: (1) Accessibility to the outside wall and the East Market made this area attractive. It was, moreover, located not far from the palace. (2) Land value near the Market had already risen during the reign of Wu-Zetian 武則天 (690–705), and officials sought cheaper residences a little removed from the Market. As a result, an official residence zone developed to the south of the East Market. (3) It was also widely held at that time that this area was an auspicious area of the city according to Chinese geomancy.

(4) Last and most importantly, this area comprised Yueyouyuan Hill 樂遊原, one of the two highest areas in the city. The second highest area was that occupied by the Daming-palace, constructed in 662. This gravitation toward high places was due to the numerous floods which afflicted the lower areas of Chang'an, primarily after the middle of the Tang period. It is clear that the West City was the lower area of the city, whereas the central part of the East City, where many officials

lived in the late Tang period, comprised the highest areas. As for the two hills in the East City, the northern one was occupied by the emperor and the central one was developed mainly by officials.

THE CULT OF HEAVEN AND THE IMPERIAL ANCESTRAL CULT IN THE LATTER HALF OF THE TANG DYNASTY

KANEKO Shuichi

In this paper I examine the changes of the Cult of Heaven (in the Suburban Sacrifices) and the Emperors' Ancestral Cult (in the Ancestral Temple) during the latter half of the Tang dynasty. My results are as follows:

In the mid-Tang period, Xuan-zong 玄宗 initiated the serial rites of the Taiqing-palace 太清宮 (Laozi-temple), the Ancestral Temple and the first Suburban Sacrifices. De-zong 德宗 performed these serial rites in the first month of the year following his accession to the throne. Following this precedent, each emperor performed the succession-to-the-next-year serial rites. De-zong proclaimed his era name on New Year's Day, and granted a general amnesty on the day of the Suburban Sacrifice. Mu-zong 穆宗, however, proclaimed his era name and granted a general amnesty both on the day of the Suburban Sacrifice. Yi-zong 懿宗 performed the succession-to-the-next-year serial rites on the day of the winter solstice, and also proclaimed his era name on that day.

In sum, the succession-to-the-next-year serial rites were established in the latter part of the Tang dynasty. These rites appealed in particular to the citizens of the Tang capital, Chang'an. In the Southern Dynasties, many emperors had performed the Suburban Sacrifices and the rites of the imperial Ancestral Cult regularly. However, under the Tang, these rituals were transformed to high festivals which many emperors in the latter half of the Tang performed only one time during each reign. The imperial rites were transformed to secular festivals through the period of the Tang dynasty.